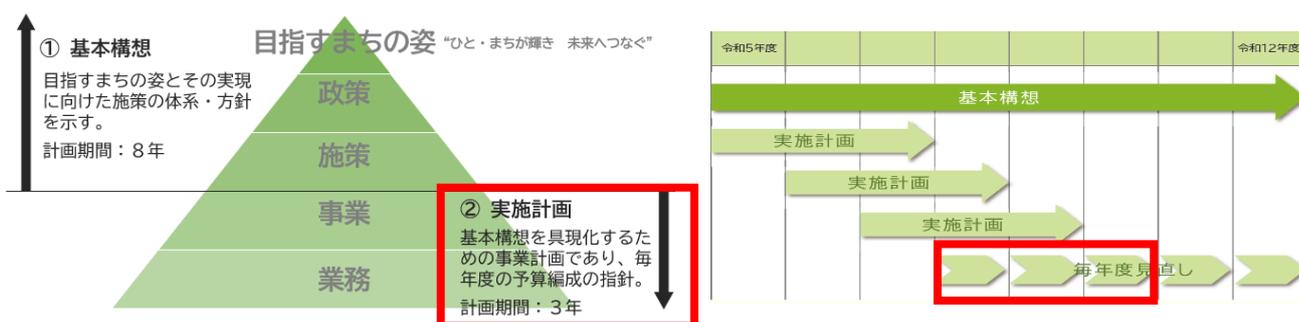


第五次座間市総合計画－ざま未来プラン－実施計画（令和8年度～10年度）策定方針

1. 実施計画の位置付け

本市における総合計画は、座間市総合計画策定条例において最上位計画として位置付けられています。計画の構成は、目指すまちの姿とその実現に向けた施策の体系及び方針を示す基本構想と基本構想を具現化するための事業計画である実施計画の2層構造としています。

実施計画は、予算編成の指針となる今後3年間の事業計画として、毎年度見直しを行い策定します。



2. 実施計画（令和8年度～10年度）の策定にあたって

(1) ざま未来プランのこれまでの取組と成果

- 令和5年度から開始した、ざま未来プラン基本構想では、本市が、心豊かに生き生きと笑顔で暮らせるまち、誰もが過ごしやすく、暮らしやすいまち、将来に渡って成長するまちであるため、目指すまちの姿を「ひと・まちが輝き 未来へつなぐ」と定め、実施計画、予算、決算が連動した進捗管理を行いながら、実現に向けた取組を進めています。
- これまで3回策定した実施計画では、特定の政策や施策の枠を超えて分野横断的に取り組む「輝く未来戦略」によって、子育て環境の充実や脱炭素社会の実現といった多面的、複合的な地域課題に対応しながら、分野別の7政策と32施策を着実に進めることで、市民満足度の向上やまちづくり指標の達成に努めてきました。

(2) 行財政運営上の課題

- 近年の物価高騰や賃金上昇といった社会情勢の変化、高齢化の進行や公共施設の老朽化といった地域課題による影響等に伴い、人件費、物件費、扶助費、普通建設事業が増加傾向にあり、今後もその傾向は変わらないと予測します。
- 一方で、人口減少社会に伴う市税収入の減など、事業を実施するための財源確保が困難になることも予測されるため、限りある経営資源を効率的、効果的に活用していく必要があります。



	令和7年度	令和8年度	令和9年度
歳入見込	45,868,249	45,418,664	45,352,415
歳出見込	48,921,991	47,760,620	46,499,590
財源不足	-3,053,742	-2,341,956	-1,147,175

参考：財政計画[実施計画(令和7年度～9年度)策定時]

(3) 基本構想の計画期間を踏まえた実施計画の策定

- ・今回策定する実施計画の期間は、基本構想（令和5年度～12年度）の中間地点にあたる令和8年度から10年度までであり、基本構想後半に向けたまちづくりの方向性を示すものです。
- ・令和12年度の目標達成に向けては、社会情勢や地域課題が変化し続け、市民ニーズも多様化、複雑化している中、現在の行政サービスが社会やニーズに合致しているか、令和5年度からの実績を振り返りながら、短期的、中期的な視点を持ち柔軟に対応していくことが必要です。

3. 策定にあたっての基本的な考え方

(1) 政策・施策の目標達成に向けた事業計画

- ・基本構想の実現に向けて、各政策、施策におけるこれまでの進捗状況及び令和7年度当初予算を十分に踏まえたPDCAの連動により、社会情勢や地域課題の変化にも対応した事業計画を策定します。
- ・各施策の事業計画においては、施策ごとに関連づけているSDGsのゴールや三側面（経済、社会、環境）の好循環による持続可能性への意識を高めながら、これまで以上にSDGsへの貢献を進めます。

(2) 輝く未来戦略の視点による事業計画の検討

- ・人口減少社会において本市が生活の拠点として選ばれるまちとなるために、分野横断的に取り組む「輝く未来戦略」の更なる推進が必要です。
- ・事業計画の検討にあたって、各政策、施策の視点に加え、市民等の活躍や協働により新たな価値を生む視点、経済、環境、社会が循環する視点、子どもを第一に考えた視点といった「輝く未来戦略」に該当する視点を織り交ぜた場合は、事業の優先採択の対象とします。

(3) EBPMの推進

- ・新規事業や行政サービスを拡充する事業は、市民ニーズや議会答弁、これまでの経験則に頼るのではなく、目的やゴールを明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づいて企画するとともに、事業効果を測るためのKPIを積極的に設定します。また、事業の継続判断も可能な限り同様の対応とします。

(4) 最小の経費で最大の効果を上げるための創意工夫

- ・国県等の補助事業の活用、自治体クラウドファンディングの実施など、事業に必要な新たな財源の確保に努めます。
- ・市民等との協働による課題解決、分野横断的な事業統合など、事業実施の主体や方法を検討します。
- ・一般財源のみで実施する市単独事業及び補助事業は、これまでも継続してきたから、利用実績が多いからなどという理由のみで安易に継続を判断するのではなく、施策の目標や課題に対してどの程度の効果を生んでいるかを再点検し、事業規模や手段について再考します。

(5) 予算編成の指針

- ・実施計画は施策、施策体系外を問わず全ての事業が計画対象であり、計画期間における事業の基本的な方向性を示すものとしています。
- ・実施計画策定後に生じた社会情勢や地域課題の変化、法令改正、制度変更の場合を除き、実施計画に掲載した事業を予算化の対象とします。

4. 策定スケジュール（仮）

令和7年4月	策定作業開始
令和7年4月～6月	事業計画検討、作成
令和7年7月～9月	内部調整
令和7年11月	実施計画書公表